

知的財産関連分野の広がりに対応した国際ルールの構築 (参考資料集)

目 次

1. 主要国際機関における知的財産に関する取組の概要

1 - . UNCTAD (国連貿易開発会議)	1
1 - . CHR (人権委員会)	3
1 - . UNEP (国連環境計画) / SCBD (生物多様性条約事務局)	4
1 - . FAO (国連食糧農業機関)	6
1 - . UNESCO (国連教育科学文化機関)	7
1 - . WHO (世界保健機関)	9
1 - . ILO (国際労働機関)	10
1 - . INTERPOL (国際刑事警察機構)	11

2. 知的財産に関する条約等の概要

2 - . TRIPS 協定	12
2 - . 生物多様性条約	15
2 - . 食料及び農業に用いられる 植物遺伝資源に関する国際条約	17
2 - . 文化多様性条約	19
2 - . 国連ミレニアム開発目標	20

3. パルミザーノ・レポート

4. オープンソース・ソフトウェア

1 - . UNCTAD (国連貿易開発会議)

(United Nations Conference on Trade and Development)

1964年設立、加盟国:192

1. 目的・概要

途上国の貿易、投資、開発の機会を最大化し、グローバル化から生じる問題に直面する途上国を支援し、対等な立場で世界経済へ統合することを目的として、貿易・開発に関する調査研究及び政策分析、開発途上国への技術協力等を行っている。

2. 知的財産に関する取組

○ 1970年代の南北対立

1970年代、UNCTADにおいて、途上国から「特許制度は途上国の経済発展に寄与していない」との主張がなされ、また途上国によるパリ条約の強制実施権の設定要件の緩和の提案が米国の反対により凍結されるなど、激しい南北対立があった。

○ 技術移転に関する国際的行動指針

1972年より検討が開始された「技術移転に関する国際的行動指針」においても、知的財産権の問題が、特に技術移転契約におけるグラント・バック条項や不競争義務などの制限的慣行の問題等を中心に議論されたが、1985年案が最後のドラフトとなり、1992年のUNCTAD総会において事実上議論が打ち切られた。

○ TOT-IP(技術移転と知的財産権)イニシアチブ

TOT-IP イニシアチブ(Transfer of Technology-Intellectual Property Initiative)は、サンパウロ閣僚会議及びバンコク行動計画に基づき、技術移転及び知的財産権に関する国際的な議論への効果的な途上国の参画を支援することを目的として立ち上げられた。途上国が経済のグローバル化に組み込まれ、技術移転及び知的財産権に関連する国際的な政策や枠組みに途上国開発の観点が反映されるよう支援を行っている。

○ UNCTAD-ICTSD 知財に関するキャパシティ・ビルディング・プロジェクト

ICTSD(International Centre for Trade and Sustainable Development)というNPOと共同で、「UNCTAD-ICTSD 知財に関するキャパシティ・ビルディング(組織の能力向上)プロジェクト」を実施。当該プロジェクトでは、TRIPS協定の開発途上国に与えるインパクトを検討し、まずはTRIPS協定の理解を深め、何が義務でどの部分にフ

レキシビリティがあるかを明らかにするため、条文毎の詳しい分析を行い「TRIPS と開発に関するソースブック」(Resource Book on TRIPS and Development)としてまとめた。

TRIPS 協定は複雑で、途上国の理解を深める教育的なプロセスが必要であることから、TRIPS 協定を法的、経済学的観点から分析し、途上国が利用可能なフレキシビリティについて研究を行っている。途上国にとっての利益に焦点を当て、例えば、韓国における技術移転と知的財産権の関係に関するケース・スタディなどを収集・公開している。

UNCTAD では、種々の教育プログラムやワークショップの開催を通じて途上国のキャパシティ・ビルディングに努めており、こうした活動(対話)を通じて、知財関係者のネットワーク構築、各途上国の知財水準向上に貢献している。

○ サンパウロ・コンセンサス

2004 年 6 月サンパウロで開催された UNCTAD 第 11 回総会において採択された行動計画:「サンパウロ・コンセンサス」(Sao Paulo Consensus)において、UNCTAD は貿易と開発に関する総合的フォーラムとして、グローバル化が先進国と途上国の間で均等に実現できるよう、特に多国間貿易ルール(サービス、知的所有権、貿易と環境等)の開発の側面に関する調査・研究を行うと共に、途上国の能力開発に向けた必要な支援を行い、途上国への技術移転における改善、伝統的知識、生物遺伝資源及びフォークロアの保護と公正・公平な分配、知的財産権の設定及びエンフォースメントの開発的側面について分析を行う、と宣言している。

1 - . CHR（人権委員会）

(Commission on Human Rights)

1946年設立、加盟国：53

1. 目的・概要

国連経済社会理事会 (ECOSOC: Economic and Social Council) の決議により設置された機能委員会であり、人権の保護・促進活動や各種人権条約等の作成を行う人権に関する中心的な国際フォーラムとなっている。

2. 知的財産に関する取組

○ 人権保護推進小委員会

CHR の下に設置され、人権の保護に関する調査・研究と提案を行う人権保護推進小委員会 (Sub-Commission on the Promotion and Protection of Human Rights) は、2000 年 8 月開催の第 52 回会合において、「知的財産権と人権」を決議した。本決議において、「TRIPS 協定は、科学技術の進歩を享受する権利と他の衛生、食料や自活の権利との不可分性を適切に反映しておらず、TRIPS における知的財産権の枠組みは他の国際人権法との間に衝突がある」との指摘がなされ、WIPO、WHO 他の国連機関が TRIPS 協定の影響について継続的に分析を深めることを提案している。

○ 先住民族作業部会

2005 年 8 月に開催された先住民族作業部会 (WGIP: Working Group on Indigenous Populations) において、「先住民族と伝統的知識の国際的・国内的保護」が主要テーマとして挙げられ、先住民族の事前同意なしに土地からの退去を伴って行われる伐採や採鉱が伝統的知識を脅かす要因になっているとの指摘がなされる等、先住民族の権利の保護促進に関し議論が行われた。

1- . UNEP (国連環境計画) / SCBD (生物多様性条約事務局) (United Nations Environment Programme/ Secretariat of the Convention on Biological Diversity)

1972年設立、加盟国: 58

1. 目的・概要

既存の国連諸機関が行っている環境に関する諸活動の総合的な調整や、環境問題に関する国際協力の推進を目的として、各種環境保護対策、地球環境の状況の情報収集・評価、多国間環境協定の遵守と履行の促進等の活動を行っている。

2. 知的財産に関する取組

○ CBD(生物多様性条約)

生物の多様性を包括的に保全し、生物資源の持続可能な利用を行うための国際的な枠組みとして、1987年のUNEP管理理事会の決定によって設立された専門家会合における検討、及び7回にわたる政府間条約交渉を経て、1992年6月にリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議(“地球サミット”)において、生物多様性条約(CBD: Convention on Biological Diversity)が採択され、1993年12月29日に発効した。

CBDでは、各国が遺伝資源に対する主権的権利を有することが確認され、遺伝資源の研究等から生ずる利益を遺伝資源の提供国に公正かつ衡平に配分することが規定されている。

○ CBD 締約国会議

CBDは、枠組み条約であるため、履行確保と見直しのために定期的に締約国会議(COP: Conference of the Parties)が開催されることになっており、遺伝資源・伝統的知識へのアクセスと利益配分(ABS: Access and Benefit-sharing)、及びそれらに係る知的財産権の問題についても、その主要な論点として議論が続けられている。

○ ABS 作業部会

2000 年の第 5 回締約国会議(COP5)では、ABS に関する柔軟性のある国際的ガイドラインの策定が決定され、その起草のための「ABS に関するアドホック・オープンエンド作業部会(ABS 作業部会)」が設置された。

○ ボン・ガイドライン

2002 年の第 6 回締約国会議(COP6)では、各締約国が行政上又は政策上の措置を講ずる際の指針となる「遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益配分の公正かつ衡平な配分に関するボン・ガイドライン」(非拘束的)が採択され、その中で遺伝資源・伝統的知識の原産国の開示を特許出願時に奨励する手段を取るべきであると規定された。

○ インターナショナル・レジーム

ボン・ガイドラインを拘束的なガイドライン策定に向けた第一歩ととらえる途上国は、2004 年の第 7 回締結国会議(COP7)において、ボン・ガイドラインを踏まえた更なる検討を進めることを求めたが、交渉の結果、インターナショナル・レジーム(国際的な枠組みの構築)については具体的な結論には至らず、今後の検討について ABS 作業部会に交渉権限が与えられた。

○ 「遺伝資源へのアクセスと利益配分」に関する調査報告

2004 年 2 月、WIPO と UNEP は、「遺伝資源へのアクセスと利益配分」に関するケース・スタディの報告書を公表した。この調査は、遺伝資源とその知識を有している国、地域社会の人々にどのように報いるのが最善なのか、また遺伝資源へのアクセスと利益配分を衡平に行うための実効性の確保の問題に焦点を当てている。調査では、途上国と先進国の企業との間で結ばれている既存の自発的協定の欠点が明らかになり、遺伝資源とそれに関する伝統的知識を実際に管理している人々に対しても利益の配分が確保されるよう、このような協定を改善する方法が提示された。

1. FAO（国連食糧農業機関）

(Food and Agriculture Organization of the United Nations)

1945年設立、加盟国：187 + EC

1. 目的・概要

人類の栄養及び生活水準の向上、食糧及び農産物の生産・流通及び農村住民の生活条件の改善を目的として、国際条約等の執行、世界の食糧に関する調査・分析や情報収集、開発途上国に対する技術協力等を行っている。

2. 知的財産に関する取組

○ CBD(生物多様性条約)成立以前

1983 年に設置された植物遺伝資源委員会 (CPGR: Commission on Plant Genetic Resources) により、遺伝資源を人類の共同遺産とし、制限なしの自由なアクセスを基本とする「植物遺伝資源に関する国際的申し合せ」が起草され、同年の第 22 回 FAO 総会で採択された。

○ CBD と整合的な国際条約の作成

1993 年の CBD(生物多様性条約) 発効により、遺伝資源を人類共通の財産とする前記申し合せと、遺伝資源に対する国家主権を認めた CBD との整合性が課題となり、CBD との整合性を確保しつつ、食料・農業分野における特殊性も考慮した新条約の作成交渉が 1994 年から開始された。検討は、CPGR を改組した食料・農業遺伝資源委員会 (CGRFA: Commission on Genetic Resources for Food and Agriculture) に引き継がれ、2001 年 11 月の第 31 回 FAO 総会において、「食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約 (ITPGR: International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture)」が採択され、同条約は、2004 年 11 月に発効した。

○ 食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約

CBD が定める遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する新たなルールを、FAO で合意された 35 作物 + 29 牧草種の植物遺伝資源について定めたものであり、簡便な手続きによる遺伝資源のアクセスと利益配分を提供する多国間システム (MLS: Multilateral System) の創設や農民の権利等が規定されている。

1- . UNESCO (国連教育科学文化機関)

(United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization)

1946年設立、加盟国:191

1. 目的・概要

教育の普及、科学の振興、文化遺産の保護と活用、情報流通の促進等を目的として、規範・ガイドラインの策定、共同研究、会議・セミナーの開催、出版物の刊行、開発途上国援助等の活動を行っている。

2. 知的財産に関する取組

○ フォークロアに関する取組

1970年代後半に、UNESCOとWIPOで「フォークロアの表現」という語句が採用され、その内容及び保護について議論された。フォークロアの利用に関するルール化のため共同作業が開始され、1982年に、特別の制度(“sui generis”)によるフォークロアの保護として、許諾制に基づく利用を提案するモデル契約が作成された。また、1989年には「伝統的文化及び民間伝承の保護に関する勧告」が採択され、伝統的かつ民衆的文化である民間伝承の保存・維持・普及・保護について規定された。

1997年4月にタイで開かれたUNESCO・WIPO共催の「フォークロアの保護に関する世界フォーラム」では、フォークロアを知的財産として保護すべきという従来の主張に加え、アフリカ諸国及びオーストラリアの原住民代表によって、芸術的分野に属する民間伝承に限らず、伝統的農業、生態学、医薬品に関する科学知識にまで拡大すべきとの認識が表明され、多くの途上国から支持を集めた。

また、2003年には、これまで民族文化財、フォークロア、口承伝統などと呼ばれてきた無形の文化を、人類共通の遺産としてとらえ、保護していくことを目的として「無形文化遺産の保護に関する条約(無形文化遺産保護条約)」が採択された。

○ 文化的表現の多様性の保護および促進を目的とした条約 (文化多様性条約)

2001年11月22日、文化の多様性を保護するための手続を定めた最初の包括的な宣言である「文化多様性宣言(Universal Declaration on Cultural Diversity)」が採択された。その後、条約草案の検討が始まり、2005年10月20日の第33回UNESCO総会本会合で「文化的表現の多様性の保護および促進を目的とした条約(文化多様性条約)」(Convention on the Protection and Promotion of the Diversity of Cultural Expressions)が採択された。

文化多様性条約では、文化多様性を保護し促進するため、規制措置や国内の文化的活動、文化的財・サービスの創造、生産、普及等の提供及びアクセスに関する措置が可能であると規定されている。

○ 万国著作権条約

著作権の保護を受けるための条件として、登録、作品の納入、著作権の表示などの方式を要求する国と、無方式主義のベルヌ同盟国とを結ぶ架け橋の条約として1952年に成立した。無方式主義の国の著作物は、方式主義の国では(登録をしないかぎり)保護されないという事態になっていたが、「万国著作権条約」の規定により、著作物に「©」等を付しておくことによって、「登録を義務づけている国」においても、登録されているものとみなして保護されることになった。

現在、万国著作権条約締結国のほとんどがベルヌ条約締結国になっており、本条約の実質的な意義は消滅している。

○ 実演家、レコード製作者及び放送事業者の権利の保護に関する国際条約 (実演家等保護条約又はローマ条約)

実演家、レコード製作者及び放送事業者の権利の保護を目的として、1961年に、ベルヌ同盟、ILO(国際労働機関)及びUNESCOにより作成された。所管はWIPOである。

実演家には、了解を得ない実演の放送、録音・録画の防止等や商業用レコードの放送二次使用料請求権、レコード製作者には、レコードの複製権の付与、商業用レコードの放送二次使用料請求権、放送事業者には、放送の再放送権、録音・録画権の付与を規定している。

○ レコードの無断複製に対するレコード製作者の保護に関する条約 (レコード保護条約)

レコードの海賊版の防止を目的として、UNESCO及びWIPOにより、1971年に作成された。所管はWIPOである。

許諾を得ないで行われるレコードの複製物の作成、輸入、頒布に対し、他の締約国の国民であるレコード製作者の保護を規定している。

○ 国際生命倫理委員会 (IBC)

「ヒトゲノムと人権に関する世界宣言」(1997年)

「ヒト遺伝情報に関する国際宣言」(2003年)

1 - . WHO (世界保健機関)

(World Health Organization)

1948年設立、加盟国:192

1. 目的・概要

すべての人々が可能な最高の健康水準に到達することを目的として、保健衛生の分野における問題に対し、政策的支援や技術協力の実施、伝染病の撲滅、国際保健に関する条約の提案、医薬品等に関する国際基準の策定等を行っている。

2. 知的財産に関する取組

○ 知的財産、革新、公衆衛生に関する委員会 (CIPIH: Commission on Intellectual Property Rights, Innovation and Public Health)

2003年5月のWHO総会決定により、保健衛生問題への知的財産権の影響の調査・分析及び様々な関係当事者によるデータや提案の収集を目的として設置され、途上国に偏って蔓延する疾病に対する新医薬開発のインセンティブ、特に医薬品のデータ保護、漸進的な改良の保護レベル、稀用薬の開発に対するインセンティブの付与等の問題を取り扱い、様々なワークショップやフォーラム等を開催している。

○ HGN (Human Genetics Programme)

ヒト遺伝子とヒトゲノミクスに関し、特にゲノミクスの倫理的、法的、社会的な問題に関し、情報提供と意識向上を目的として、文献に基づく調査活動を行っている。

1 - . ILO（国際労働機関）

(International Labour Organization)

1919年設立、加盟国:178

1. 目的・概要

完全雇用、労使協調、社会保障等を促進することを目的として、労働条件の向上や雇用機会の増進のための条約や勧告の策定、国際労働基準の設定、技術協力等を行っている。

2. 知的財産に関する取組

○ ILO169 号条約

ILO は 1919 年の創設時から先住民問題に関心を払い、先住民の経済的基盤の保護及び発展、生活基準の向上等に取り組んできた。1989 年 6 月の ILO 総会で採択された ILO169 号条約には、先住民の土地に属する天然資源に関する関係や、先住民の権利保護とともに、先住民以外の者にとっての伝統的知識に対する価値を認めている。しかし、ILO169 号条約は、締結国数の少なさと地域的偏りのため伝統的知識に関する議論の中心とはなっていない。

○ 実演家、レコード製作者及び放送事業者の権利の保護に関する国際条約

(実演家等保護条約又はローマ条約)

実演家、レコード製作者及び放送事業者の権利の保護を目的として、1961 年に、ベルヌ同盟、UNESCO 及び ILO により作成された。実演家には、了解を得ない実演の放送、録音・録画の防止等や商業用レコードの放送二次使用料請求権、レコード製作者には、レコードの複製権の付与、商業用レコードの放送二次使用料請求権、放送事業者には、放送の再放送権、録音・録画権の付与を規定している。

○ 報告書「公正なグローバル化:すべての人々に機会を創り出す」

1999 年以降、ILO は、世界中のすべての人々に“ディーセント・ワーク”、すなわち「権利が保護され、十分な収入を生み、適切な社会保護が供与された生産的仕事」をもたらすことを目標としており、2004 年 2 月に最終報告(「公正なグローバル化:すべての人々に機会を創り出す」(A Fair Globalization: Creating Opportunities for All))を発表、2004 年 12 月 2 日の国連総会で採択された。

同報告書は、グローバル化の社会的側面を吟味し、世界の統治(ガバナンス)に係わる現行の政策及び制度の「緊急再考」を求めたものであるが、知的財産権に関しては、グローバル・ガバナンスにおける公正な貿易ルールという文脈で、技術生産者と低所得国の技術利用者の利益バランスの重要性について記載している。また、TRIPS 協定の偏りとして、リバース・エンジニアリングを困難にすることにより途上国の技術獲得コストが増大したこと、途上国が入手可能な価格で医薬品を取得することを阻んでいること、伝統的知識の適切な保護が図られていないこと等の問題点も指摘している。

1 - INTERPOL (国際刑事警察機構)

(International Criminal Police Organization)

1923年設立、加盟国:184

1. 目的・概要

すべての刑事警察当局間における最大限の相互協力を確保、推進すること等を目的として、国際犯罪及び国際犯罪者に関する情報の収集と交換、国際会議の開催、逃亡犯罪人の所在発見と国際手配書の発行等を行っている。

2. 知的財産に関する取組

○ 知的財産関連犯罪対策グループ

(IIPCAG: Interpol Intellectual Property Crime Action Group)

1994 年以降、Interpol は知的財産の模倣・海賊行為の犯罪対策に取り組んでおり、模倣品が経済界へ損害を与え、税収に影響を及ぼし、健康・人命に害を及ぼす側面を持ち、犯罪組織との関連がますます明白になっていると認識している。

2000 年 10 月の Interpol 総会では、「知的財産犯罪についての取組」が採択され、知的財産関連犯罪に関する国際的な活動の調整機構を促進するフォーラムとして、各国税関、警察、民間団体、WIPO(世界知的所有権機関)、WCO(世界税関機構)等の機関・団体とともに知的財産関連犯罪対策グループを設立した。本グループにおいては、研修プログラムの充実、情報交換システムの整備、コンタクトポイントの確立、啓蒙活動の実施等の活動を行っている。

○ 世界模倣品・海賊版撲滅会議

(Global Congress on Combating Counterfeiting and Piracy)

模倣品・海賊版問題が国境を超えたグローバルな課題として認識が深まる中で、2004 年 5 月に Interpol は WCO とともに第 1 回世界模倣品会議を開催した。2005 年 11 月の第 2 回世界会議においては、政府関係者、国際機関、民間団体・企業等から、66 カ国、500 名以上が参加し、模倣品・海賊版は、単にビジネス上の問題ではなく、社会の安全や健康を脅かす問題となっているとの認識のもと、効果的な模倣品・海賊版対策戦略の策定に向け、官・民のとるべき具体的な方策及び手順等が議論された。会議の成果は最終的には「リヨン宣言」(The Lyon Declaration)として取りまとめられた。

2- . TRIPS 協定

(Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights)

< 経緯・趣旨 >

GATT ウルグアイ・ラウンド交渉は、モノの貿易のみならず、知的財産、サービス等もカバーする新たな国際経済・通商ルールの策定を目的として 1986 年に開始された。この中の知的所有権の貿易関連側面に関する (TRIPS) 交渉は、当初、既存の WIPO (世界知的所有権機関) における取組との関係もあり、知的財産問題を GATT の場で議論することの是非について論争が行われた。

しかし、1989 年 4 月の GATT 中間見直し会議で議論を進めることが合意された後は、参加国間で実質合意に達し、1991 年 12 月に合意文書案 (ダンケル・ペーパー) として提示され、ウルグアイ・ラウンド交渉全体の合意待ちという状況に至った。

その後、1993 年 12 月 15 日に、ウルグアイ・ラウンド最終合意文書案が閣僚会議において採択され、GATT に代わる新たな国際貿易の枠組みである世界貿易機関 (WTO) が設立されることとなり、WTO 設立協定の附属書 1C として、TRIPS 協定は 1995 年 1 月 1 日に発効した。

TRIPS 協定は、WTO 設立協定及び他の諸協定 (農業・鉱工業品関税・紛争処理・サービス等) と一体をなし、WTO 協定の全加盟国間に適用されるものである。

< 規定要旨 >

1. 適用範囲

知的財産 (著作権及び関連する権利、商標、地理的表示、意匠、特許、集積回路の回路配置、開示されていない情報) の保護全般。

2. 既存条約との関係

パリ条約 (工業所有権) やベルヌ条約 (著作権) 等の保護水準を基準として、原則としてこれにプラス α するアプローチが採られている。

3. 基本原則

内国民待遇 (第 3 条) に加えて、最恵国待遇 (第 4 条) も規定。二国間取極等による TRIPS 協定の保護水準を上回る待遇は、他の全ての加盟国の国民にも均てんしなければならない。また、内国民待遇・最恵国待遇の義務は経過措置から除外されており、途上国に対しても協定発行時から適用される。

なお、パリ条約やベルヌ条約等に規定されている内国民待遇の例外はそのまま例外とし、また、ベルヌ条約等の相互主義的取扱い、既存の国際条約に基づく措置、知的財産権の取得又は維持に関する多国間協定に規定する手続等については、最恵国待遇の例外と規定。

知的財産権の消尽に関する問題(いわゆる並行輸入問題)については、内国民待遇・最恵国待遇を除いて、TRIPS 協定上のいかなる規定も、紛争解決に用いてはならない旨を規定(第 6 条)。

4. 保護水準

- ・ 著作権及び関連する権利については、コンピュータ・プログラムの保護 (ベルヌ条約上の言語著作物として保護)、貸与権等を規定。
- ・ 特許について、特許対象を広く設定(医薬品、食品を不特許とすることは認められない)し、物質特許制度の導入を義務付け。保護期間は出願日から 20 年以上。また、強制実施権の設定に関する条件を詳細に規定。
- ・ 地理的表示については、不正な地理的表示を防止するための国内制度の整備、ワイン及びスピリッツについての追加的保護を義務付け。
- ・ 商標、意匠、集積回路の回路配置、開示されていない情報(営業秘密)の保護、ライセンス契約における反競争的慣行の規制等につき規定。

5. 権利行使(エンフォースメント)

国内での公平・公正・適正な権利行使手続を整備すべきことを規定。知的財産権の侵害行為に対する権利行使として、民事上の手続、国境措置等の行政上の手続、刑事上の手続が遵守されるべきスタンダード(適正手続の保障、不当な遅延の防止、実効性の確保等)を規定。

6. 紛争処理

WTO の紛争解決手続が準用される。TRIPS 協定上の義務に違反すれば、関税譲許の撤回等のモノの分野における制裁措置を受ける可能性もある。

7. 経過措置

WTO 協定発効の日から、先進国は 1 年、途上国及び市場経済移行国は 5 年(～1999 年 12 月)、後発開発途上国については 11 年(～2005 年 12 月)¹の経過期間を規定(第 65 条、第 66 条)。

さらに、途上国において医薬品等の物質特許制度を持たない国にあっては、当該制度導入につき更に 5 年間(計 10 年間、～2005 年 1 月)の経過期間を付与。他方、経過期間の適用する途上国の補完的義務として、協定発効の日から、医薬品等の物質特許の出願受理制度(メールボックス)を設けること、特許出願の対象となった医薬品等に一定の条件の下で排他的販売権を認めることを併せて義務付け(第 70 条 8、9)。

¹ 経過期間については 2013 年 7 月 1 日までの延長が決定された。(2005 年 11 月)

2 - . 生物多様性条約

(Convention on Biological Diversity: CBD)

< 経緯・趣旨 >

地球規模での包括的な種と生態系を保全するために、1992 年に国連環境開発会議で採択され、1993 年に発効。条約作成の過程では、当初、生物の多様性の保全に重点が置かれていたが、最終的には、途上国の主張を受け入れ、遺伝資源の利用により生ずる利益の分配も、その重要な目的となった。なお、CBD は枠組み条約であり、その履行の確保と見直しのため、締約国会議(COP)が二年に一度開催されている。2005 年 12 月現在、締約国 188(EC 含む)。

< 規定要旨 >

第1条(目的)

- (1) 地球上の多様な生物をその生息環境とともに保全すること
- (2) 生物資源を持続可能なように利用すること
- (3) 遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること

第3条

国家は自己の領土の遺伝資源を開発しアクセス規制する主権を持つ。

第8条

(i) 締結国は、自国の国内法令に従い、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する先住民の社会及び地域社会の知識、改良及び慣行を尊重し、保存し及び維持すること、そのような知識、改良及び慣行を有する者の承認及び参加を得てそれらの一層広い適用を促進すること並びにそれらの利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励することを行う。

第15条1

各国は、自国の天然資源に対して主権的権利を有するものと認められ、遺伝資源のアクセスについて定める権限は当該遺伝資源が存在する国の政府に属し、その国の国内法令に従う。

第15条5

遺伝資源の取得の機会が与えられるためには、当該遺伝資源の提供国である締結国が別段の決定を行う場合を除くほか、事前の情報に基づく当該締結国の同意を必要とする。

15条7

締結国は、遺伝資源の研究及び開発の成果並びに商業的利用その他の利用から生ずる利益を当該遺伝資源の提供国である締結国と公正かつ衡平に配分するため、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。

第16条(技術の取得の機会及び移転)

締約国は、開発途上国に対し、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連のある技術又は環境に著しい損害を与えることなく遺伝資源を利用する技術の取得の機会の提供及び移転について、公正で最も有利な条件で行い、又はより円滑なものにする。

特許権その他の知的所有権によって保護される技術の取得の機会の提供及び移転については、当該知的所有権の十分かつ有効な保護を承認し及びそのような保護と両立する条件で行う。

第18条(技術上及び科学上の協力)

締約国は、必要な場合には適当な国際機関及び国内の機関を通じ、生物の多様性の保全及び持続可能な利用の分野における国際的な技術上及び科学上の協力を促進する。

また、締約国会議は、第1回会合において、技術上及び科学上の協力を促進し及び円滑にするために情報交換の仕組み(clearing-house mechanism)を確立する方法について決定する。

第19条(バイオテクノロジーの取扱い及び利益の配分)

締約国は、バイオテクノロジーにより改変された生物であって、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるものについて、その安全な移送、取扱い及び利用の分野における適当な手続(特に事前の情報に基づく合意についての規定を含むもの)を定める議定書の必要性及び態様について検討する。

2- . 食料及び農業に用いられる 植物遺伝資源に関する国際条約

(International Treaty on Plant Genetic Resources
for Food and Agriculture: ITPGR)

< 経緯・趣旨 >

食料農業用植物遺伝資源の持続可能な利用の促進を目的として、2001 年 11 月の FAO 総会で採択され(賛成 116、棄権 2(米国、日本))、2004 年 6 月に発効。CBD が定める遺伝資源へのアクセスと利益配分のルールとの調和を図りつつ、35 作物と 29 牧草種の食料農業用植物遺伝資源に限定した特別ルールを定めるものであり、CBD が当事者間の直接交渉による取引を基本とするのに対し、本条約は、多国間システムに基づき、集団的にアクセスと利益配分を実現するもの。

< 規定要旨 >

第1条(目的)

持続可能な農業と食料安全保障のための、生物多様性条約と調和した、食料農業植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用並びにその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を目的とする。

第2条(定義)

「食料農業植物遺伝資源」とは、食料及び農業のための現実的または潜在的な価値を有する一切の植物由来の遺伝材料を意味する。

第3条(範囲)

本条約は、食料及び農業に関する植物遺伝資源に関するものである。

第9条(農民の権利)

1. 締結国は、世界の全ての地域の地方及び原住民の社会並びに農民が、世界中の食料及び農業生産の基礎を構成する植物遺伝資源の保全と開発に対し、これまでにを行い、また今後行うであろう多大な貢献を認める。

2. 締結国は、農民の権利の実現のための責任が各国政府にあることに同意する。各締結国は、適当な場合には、国内法令に従い、以下を含む農民の権利を保護、促進するための措置を講じるものとする。

- (a) 食料農業植物遺伝資源に関連した伝統的知識の保護
- (b) 食料農業植物遺伝資源の利用に起因する利益の共有に公平に参加する権利
- (c) 食料農業植物遺伝資源の保全と持続可能な利用に関連した問題に関する国家

レベルでの意思決定への参加権

3. 本条の規定には、農場に備蓄した種子 / 繁殖材料を備蓄、利用、交換及び販売する一切の農民の権利を制限するものとは解釈されない。

第10条(取得の機会と利益配分のための多国間システム)

1. 締結国は、資源へのアクセスを決定する権限が各国政府にあり、国内法令の対象となることを含め、食料農業植物遺伝資源に対する各国の主権を認める。

2. 締結国は、食料農業植物遺伝資源へのアクセスの提供促進と、公正かつ衡平な方法によるかかる資源の利用から生じる利益の共有の双方を行うための、効率的、効果的かつ透明性のある多国間システムを設立することに同意する。

第11条(多国間システムの適用範囲)

2. 多国間システムは、付表1に列記された食料農業植物遺伝資源を対象とする。

第12条(多国間システムにおける食料農業植物遺伝資源へのアクセスの提供)

2. 締結国は多国間システムを通じた他の締結国へのアクセスを提供するために必要な法的措置等を講じることに同意する。

第13条(多国間システムにおける利益配分)

2. 締結国は、多国間システムに基づき食料遺伝資源の利用から生じる利益が、情報交換、技術へのアクセスと移転、キャパシティ・ビルディング及び商業化から生じた利益の配分のメカニズムを通じ、公正かつ衡平に配分されるべきであることに同意する。

2 - . 文化多様性条約

(Convention on the Protection and Promotion
of the Diversity of Cultural Expressions)

< 経緯・趣旨 >

文化の多様性は全人類の利益のために保護し保存すべきとの考えのもと、文化多様性の保護・促進及び異文化間の対話や接触等を目的として、2005 年 10 月の第 33 回 UNESCO 総会で採択された(賛成 148、反対 2(米国・イスラエル)、棄権 4)。現在未発効。グローバル化に伴う画一化の危機から自国の文化を守るため、規制措置や公的財政支援措置を各国が取りうることを規定。

< 規定要旨 >

第1条(目的)

- ・ 文化多様性の保護・促進及び文化間の対話や異文化間の接触を促進。
- ・ 途上国に対する文化多様性の保護・促進に関する国内的、国際的措置の支援及び能力向上を目的とした国際的な連携強化。
- ・ 文化多様性に関する各国の政策と措置に係る主権の再確認等。

第3条(適用範囲)

文化多様性の保護および促進に関連して採択する政策と措置に対し適用する。

第6条(国内レベルにおける加盟国の権利)

文化多様性を保護し促進するため、規制措置や国内の文化的活動、文化的財・サービスの創造、生産、普及等の提供及びアクセスに関する措置、公的財政支援措置や非営利団体や芸術家等に対する奨励措置等をとることができる。

第12条(国際協力の推進)

文化政策にかかる加盟国間の対話の推進、公的部門における戦略能力等の強化、市民団体等との連携等を目的として、二国間協力、地域協力および国際協力の強化を図る。

第20条、第21条(他の条約との関係)

- ・ 加盟国は、他の条約を解釈しもしくは適用する場合や他の国際的責務を負う場合には、本条約の関連条項を考慮する義務を負うものとする。
- ・ 本条約のいかなる条項も、加盟国が他の条約に基づく権利義務を修正するものと解釈されてはならない。
- ・ 加盟国は、他の国際的協議の場において、本条約の原則および目的についてその振興をはかることを約束し、必要に応じて、本条約の目的および原則を念頭に置いた協議を相互に行うものとする。

2- . 国連ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals : MDGs)

< 経緯・趣旨 >

2000 年 9 月ニューヨークで開催された国連ミレニアム・サミットに参加した 147 の国家元首を含む 189 の加盟国代表は、21 世紀の国際社会の目標として「国連ミレニアム宣言」を採択した。このミレニアム宣言は、平和と安全、開発と貧困、環境、人権とグッドガバナンス(良い統治)、アフリカの特別なニーズなどを課題として掲げ、21 世紀の国連の役割に関する明確な方向性を提示した。

この国連ミレニアム宣言と 1990 年代に開催された主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合し、1つの共通の枠組みとしてまとめられたものが「ミレニアム開発目標(MDGs: Millennium Development Goals)」であり、2015 年までに達成すべき 8 つの目標、18 のターゲット、48 の指標を掲げている。

ミレニアム開発目標の達成に向けて、各国・地域別に経過報告書が作成されているほか、2005 年 6 月には国連により「ミレニアム開発目標報告」が発表されている。ミレニアム開発目標は、開発や人権に関わる国際機関だけでなく、WIPO(世界知的所有権機関)等の知的財産専門機関においても、開発問題に積極的に取り組む重要な指針となっている。

< 目標とターゲットの要旨 >

目標1: 極度の貧困と飢餓の撲滅

目標2: 初等教育の完全普及の達成

目標3: ジェンダーの平等推進と女性の地位向上

目標4: 乳幼児死亡率の削減

目標5: 妊産婦の健康の改善

目標6: HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止

目標7: 環境の持続可能性確保

目標8: 開発のためのグローバルなパートナーシップの推進

ターゲット17: 製薬会社と協力して、開発途上国において人々が安価で必要不可欠な医薬品を入手できるようにする。

指標46: 安価で必要不可欠な医薬品を継続的に入手できる人口の割合

3. パルミザーノ・レポート（米国）

（“Innovate America”）

1. 背景

2003 年 10 月、民間組織である米国競争力評議会において、「国家イノベーションイニシアティブ（NII: National Innovation Initiative）（議長：IBM パルミザーノ CEO）が立ち上げられ、産学官のリーダー400 名超による検討が行われ、2004 年 12 月、米国政府に対して「イノベート・アメリカ」（通称“パルミザーノ・レポート”）と題する報告書が米国政府に提出された。

2. 概要

本レポートは、「米国は世界的な競争及びイノベーションの性質の変化において、かつてない歴史的転機に立っている」と分析。「イノベーションこそ米国の 21 世紀における成功を決定づける最も重要な要素である」として、「米国の今後 25 年間の課題は、社会全体をイノベーションのために最適化することである」としている。

このイノベーションを促進するための政策提言を、「人材」、「投資」、「インフラ」の3つのカテゴリーに区分し盛り込んでいる。

(1) 人材

知識創造、教育、労働力支援等イノベーションのための人的側面。コラボレーションの文化、研究と商業化の共生関係、生涯技能開発を支援するための提言が行われている。

(2) 投資

R&D 投資、資金調達等イノベーションのための財政的側面。イノベーターに対し、成功に必要なリソースとインセンティブを与えることを提言している。

(3) インフラ整備

イノベーターを支援するための必要な物理的インフラと政策体系として、情報ネットワーク、運輸、ヘルスケア、エネルギー、知的財産の保護、ビジネス規制などを取り扱っている。提言には、産学の新たな連携、21 世紀におけるイノベーションインフラ、柔軟な知的財産権制度、イノベーションをリードする人材のネットワークの構築などが含まれている。

4. オープンソース・ソフトウェア (Open Source Software)

1. 背景

ソフトウェアは著作権により保護され、企業におけるソフトウェアの開発・販売モデルは、ソフトウェア開発の集大成ともいえる経済価値の高いソースコードを非公開とすることでソフトウェアに付加価値を与えつつ、知的財産権の排他性を利用してソフトウェアの流通をコントロールする、という方法が一般的であった。

他方で、このような知的財産権による保護を前提とした開発モデルとは全く別の思考に基づく開発モデルが台頭してきた。これが、「オープンソース」と呼ばれるモデルである。オープンソースのモデルは、ソースコードを公開した上でソフトウェアの自由な複製、改変、頒布を第三者に認めることにより、ソフトウェアの利用促進を図り、技術的にも短期間に優れたソフトウェアを生み出すことが可能となる。

2. オープンソース・ソフトウェアの定義

民間の非営利組織である OSI(Open Source Initiative)は、以下を満たすソフトウェアを「オープンソース・ソフトウェア」と定義している。

- ・ 自由な再頒布が可能であること
- ・ ソースコードを公開しなくてはならない
- ・ 派生ソフトウェアの作成は許されなければならない
- ・ 作者のソースコードの完全性の保持
- ・ 個人のグループに対する差別の禁止
- ・ 利用する分野に対する差別の禁止
- ・ ライセンス条件の維持
- ・ 特定製品でのみ有効なライセンスの禁止
- ・ 他のソフトウェアを制限するライセンスの禁止
- ・ ライセンスは技術中立でなければならない

3. オープンソース・ソフトウェアの事例

オープンソース・ソフトウェアは多数あるが、代表的なものは以下の通り。

((財)ソフトウェア情報センター「オープンソース・ソフトウェアの現状と今後の課題について」から抜粋)

Linux

1991 年、フィンランドの学生だった Linus Torvalds 氏が、UNIX に似た教育用 OS である MINIX を元に開発を始めた OS であり、その元々の動機は、MINIX よりも良い MINIX でフリーのものを作りたい、というごく個人的なものであった。開発直後から、インターネットを通じて世界中から多数の開発者の協力を得て驚異的な速度で進化し、1995 年には、実用的で安定した OS に成長した。Red Hat 社に代表されるディストリビュータの登場で商用にも利用されるようになり、さらに最近では IBM 社や HP 社などの大手ベンダーが Linux サポートを打ち出している。

FreeBSD

カリフォルニア大学 Berkley 校で開発された UNIX 系の BSD (Berkley Software Distribution) を、Intel 社製マイクロプロセッサを搭載したパソコンで動作するように改良したものである。BSD 系の PC UNIX は、日本でも NEC の PC-9801 シリーズに移植され、1990 年代前半においては IBM 互換機でしか動作しない Linux よりも BSD 系の方が日本では普及していた。Apple 社の OS である Mac OS X は、FreeBSD をベースとして開発されている。

Apache

現在世界でも最もシェアの高い WWW サーバーである。Security Space が約 1,400 万サイトを対象に行った 2004 年 4 月の調査では、Apache HTTP サーバーが 70.48% のシェアを占めている。オリジナルは National Center for Supercomputing Application が開発したフリー・ソフトウェアである。1999 年に Apache Software Foundation が設立され、オープンソース・ソフトウェアの代表的成功例として現在に至っている。

PostgreSQL

UC Berkley 校により 1996 年に始まったオブジェクト指向リレーショナル・データベースである。現在は、PostgreSQL 社や、日本では SRA など多くの企業がサポートしている。